

<項>	<改訂前(旧)>	<改訂後(新)>	<概要>
全頁	請負者	受注者	請負契約書の改正より
表紙	漁場設計・測量・調査等 業務共通仕様書 平成22年8月 水産庁漁港漁場整備部	漁港漁場設計・測量・調査等 業務共通仕様書 平成23年12月 水産庁漁港漁場整備部	名称の変更 日付修正
目次	漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 目次 第1編 共通編 第1章 総則 1-8 照査技術者及び照査の実施 1-18 土地又は水面の立ち入り 1-29 再発注の禁止 第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第2章 環境調査業務 第2節 底質調査 2-2-1 適用の範囲 2-2-2 調査準備 2-2-3 位置測量 2-2-4 底質調査 2-2-5 分析 2-2-6 成果 2-2-7 照査	漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 目次 第1編 共通編 第1章 総則 1-8 照査技術者及び照査 1-18 土地等への立ち入り 1-29 再委託 第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務 第2節 汀線測量 1-2-1 適用の範囲 1-2-2 測量準備 1-2-3 基準点測量 1-2-4 水準測量 1-2-5 成果 1-2-6 照査 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 2-3-1 適用の範囲 2-3-2 調査準備 2-3-3 位置測量 2-3-4 底質調査 2-3-5 分析 2-3-6 成果 2-3-7 照査	名称の変更 字句削除 字句修正 節の追加 番号修正

		<p><u>第4節 騒音調査</u></p> <p><u>2-4-1 適用の範囲</u></p> <p><u>2-4-2 調査準備</u></p> <p><u>2-4-3 資料収集整理</u></p> <p><u>2-4-4 騒音調査</u></p> <p><u>2-4-5 解析・検討</u></p> <p><u>2-4-6 成果</u></p> <p><u>2-4-7 協議・報告</u></p> <p><u>2-4-8 照査</u></p> <p><u>第5節 振動調査</u></p> <p><u>2-5-1 適用の範囲</u></p> <p><u>2-5-2 調査準備</u></p> <p><u>2-5-3 資料収集整理</u></p> <p><u>2-5-4 振動調査</u></p> <p><u>2-5-5 解析・検討</u></p> <p><u>2-5-6 成果</u></p> <p><u>2-5-7 協議・報告</u></p> <p><u>2-5-8 照査</u></p> <p><u>第6節 悪臭調査</u></p> <p><u>2-6-1 適用の範囲</u></p> <p><u>2-6-2 調査準備</u></p> <p><u>2-6-3 資料収集整理</u></p> <p><u>2-6-4 悪臭調査</u></p> <p><u>2-6-5 解析・検討</u></p> <p><u>2-6-6 成果</u></p> <p><u>2-6-7 協議・報告</u></p> <p><u>2-6-8 照査</u></p>	<p>節の追加</p>
	<p><u>第3章 環境生物調査業務</u></p> <p><u>第2節 底生生物調査</u></p> <p>3-<u>2</u>-1 適用の範囲</p> <p>3-<u>2</u>-2 調査準備</p> <p>3-3-3 位置測量</p> <p>3-<u>2</u>-4 底生生物調査</p> <p>3-<u>2</u>-5 分析、解析・考察</p> <p>3-<u>2</u>-6 成果</p> <p>3-<u>2</u>-7 照査</p>	<p><u>第3章 環境生物調査業務</u></p> <p><u>第3節 底生生物調査</u></p> <p>3-<u>3</u>-1 適用の範囲</p> <p>3-<u>3</u>-2 調査準備</p> <p>3-3-3 位置測量</p> <p>3-<u>3</u>-4 底生生物調査</p> <p>3-<u>3</u>-5 分析、解析・考察</p> <p>3-<u>3</u>-6 成果</p> <p>3-<u>3</u>-7 照査</p>	<p>番号修正</p>

<p>第3節 付着生物調査</p> <p>3-3-1 適用の範囲</p> <p>3-3-2 調査準備</p> <p>3-3-3 位置測量</p> <p>3-3-4 付着生物調査</p> <p>3-3-5 分析、解析・考察</p> <p>3-3-6 成果</p> <p>3-3-7 照査</p> <p>第4節 藻場調査</p> <p>3-4-1 適用の範囲</p> <p>3-4-2 調査準備</p> <p>3-4-3 位置測量</p> <p>3-4-4 藻場調査</p> <p>3-4-5 分析、解析・考察</p> <p>3-4-6 成果</p> <p>3-4-7 照査</p> <p>第5節 魚介類調査</p> <p>3-5-1 適用の範囲</p> <p>3-5-2 調査準備</p> <p>3-5-3 位置測量</p> <p>3-5-4 魚介類調査</p> <p>3-5-5 分析、解析・考察</p> <p>3-5-6 成果</p> <p>3-5-7 照査</p>	<p>第4節 付着生物調査</p> <p>3-4-1 適用の範囲</p> <p>3-4-2 調査準備</p> <p>3-4-3 位置測量</p> <p>3-4-4 付着生物調査</p> <p>3-4-5 分析、解析・考察</p> <p>3-4-6 成果</p> <p>3-4-7 照査</p> <p>第5節 藻場調査</p> <p>3-5-1 適用の範囲</p> <p>3-5-2 調査準備</p> <p>3-5-3 位置測量</p> <p>3-5-4 藻場調査</p> <p>3-5-5 分析、解析・考察</p> <p>3-5-6 成果</p> <p>3-5-7 照査</p> <p>第6節 魚介類調査</p> <p>3-6-1 適用の範囲</p> <p>3-6-2 調査準備</p> <p>3-6-3 位置測量</p> <p>3-6-4 魚介類調査</p> <p>3-6-5 分析、解析・考察</p> <p>3-6-6 成果</p> <p>3-6-7 照査</p>	
	<p>第5章 磁気探査業務</p> <p>第1節 磁気探査</p> <p>5-1-1 適用の範囲</p> <p>5-1-2 探査準備</p> <p>5-1-3 基準点測量</p> <p>5-1-4 磁気探査</p> <p>5-1-5 解析</p> <p>5-1-6 成果</p> <p>5-1-7 照査</p>	<p>章の追加</p>
	<p>第6章 潜水探査業務</p> <p>第1節 潜水探査</p> <p>6-1-1 適用の範囲</p> <p>6-1-2 探査準備</p>	<p>章の追加</p>

		<p><u>6-1-3 設 標</u></p> <p><u>6-1-4 潜水探査</u></p> <p><u>6-1-5 成 果</u></p>	
	<p>第3編 土質調査業務</p> <p>第1章 土質調査業務</p> <p>第1節 土質調査</p> <p>1-1-9 乱さない試料採取</p>	<p>第3編 土質調査業務</p> <p>第1章 土質調査業務</p> <p>第1節 土質調査</p> <p>1-1-9 <u>乱れの少ない</u>試料採取</p>	字句修正
	<p>第4編 設計等業務</p> <p>第1章 設計業務</p> <p>第2節 細部設計</p> <p>1-2-3 <u>外力</u>の算定</p> <p>1-2-<u>7</u> 成 果</p> <p>1-2-<u>8</u> 協議・報告</p> <p>1-2-<u>9</u> 照 査</p>	<p>第4編 設計等業務</p> <p>第1章 設計業務</p> <p>第2節 細部設計</p> <p>1-2-3 <u>設計波</u>の算定</p> <p><u>1-2-7 付帯施設</u></p> <p>1-2-<u>8</u> 成 果</p> <p>1-2-<u>9</u> 協議・報告</p> <p>1-2-<u>10</u> 照 査</p>	<p>字句修正</p> <p>項目追加</p> <p>番号修正</p>
p 1	<p>第1編 共 通 編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>1-1 一 般</p> <p>1) 漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、漁場に係る土質調査・環境調査などの自然条件調査及び測量並びに計画・設計に関する業務（以下「調査設計業務」という。）を対象として、その調査設計業務の契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。</p> <p>2) この共通仕様書の適用は、契約書に添付されている特記仕様書の定めによるものとする。</p> <p>3) <u>契約書に添付されている図面及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</u></p>	<p>第1編 共 通 編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>1-1 一 般</p> <p>1) <u>漁港</u>漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、<u>漁港漁場及び漁港海岸</u>に係る土質調査・環境調査などの自然条件調査及び測量並びに計画・設計に関する業務（以下「調査設計業務」という。）を対象として、その調査設計業務の契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。</p> <p>2) この共通仕様書の適用は、契約書に添付されている特記仕様書の定めによるものとし、<u>契約書に添付されている図面、特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</u></p> <p>3) <u>特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など、業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</u></p>	<p>字句追加</p> <p>項目の合体 (2)+3)⇒2))</p> <p>項目追加</p>
p 1	<p>1-2 用語の定義</p> <p>1) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>2) 「設計図書」とは、図面、仕様書、現場説明書及びこれらに対する質問回答書をいう。</p> <p>3) 「図面」とは、<u>契約書に添付された図面</u>をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が請負者に指示した図面及び請負者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>4) 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書を総称していう。</p>	<p>1-2 用語の定義</p> <p>1) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>2) 「設計図書」とは、図面、仕様書、現場説明書、<u>入札説明書</u>及びこれらに対する質問回答書をいう。</p> <p>3) <u>「契約書」とは、調査設計業務の業務請負契約書をいう。</u></p> <p>4) 「図面」とは、<u>契約図書に添付された図面</u>をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>5) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書 <u>(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)</u>を総称していう。</p>	<p>字句追加</p> <p>項目追加</p> <p>番号修正</p> <p>字句追加</p>

	<p>18) 「通知」とは、発注者又は監督職員と請負者又は管理技術者の間で、調査設計業務の遂行に関する事項について書面により互いに知らせることをいう。</p> <p>19) 「指示」とは、契約図書の定めに基づき監督職員が請負者又は管理技術者に対し調査設計業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>20) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について発注者若しくは監督職員又は請負者が書面で同意することをいう。</p> <p>21) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>22) 「協議」とは、書面により契約図書の定めに基づき発注者又は監督職員と請負者又は管理技術者が契約の履行上必要な事項について対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>23) 「検査」とは、請負者が履行した契約内容について、検査職員が契約図書に基づき契約の履行を確認することをいう。</p> <p>24) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。別に様式の定めのある場合は、これによるものとする。緊急を要する場合はファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>25) 「打合せ」とは、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と監督職員が面談により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>26) 「修補」とは、発注者が検査時に請負者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に請負者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>27) 「JIS」とは、日本工業規格をいう。</p> <p>28) 「JGS」とは、地盤工学会基準をいう。</p>	<p>22) 「通知」とは、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、調査設計業務の遂行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p>23) 「指示」とは、契約図書の定めに基づき監督職員が管理技術者に対し、調査設計業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>24) 「請求」とは、<u>発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</u></p> <p>25) 「報告」とは、<u>受注者又は管理技術者等が発注者又は監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p> <p>26) 「申出」とは、<u>受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</u></p> <p>27) 「承諾」とは、契約図書に示された事項について、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、書面で同意することをいう。</p> <p>28) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>29) 「立会い」とは、<u>契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確認することをいう。</u></p> <p>30) 「質問」とは、<u>不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</u></p> <p>31) 「回答」とは、<u>質問に対して書面をもって答えることをいう。</u></p> <p>32) 「協議」とは、書面により契約図書の定めに基づき発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者が契約の履行上必要な事項について対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>33) 「検査」とは、<u>受注者</u>が履行した契約内容について、検査職員が契約図書に基づき契約の履行を確認することをいう。</p> <p>34) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。別に様式の定めのある場合は、これによるものとする。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>35) 「打合せ」とは、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するために<u>監督職員と管理技術者</u>が面談により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>36) 「修補」とは、発注者が検査時に<u>受注者</u>の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に<u>受注者</u>が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>37) 「協力者」とは、<u>受注者が調査設計業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</u></p> <p>38) 「協力者等」とは、<u>協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。</u></p> <p>39) 「JIS」とは、日本工業規格をいう。</p> <p>40) 「JGS」とは、地盤工学会基準をいう。</p>	<p>項目追加</p> <p>字句修正</p> <p>項目追加</p> <p>字句修正</p> <p>項目追加</p>
<p>p 3</p>	<p>1- 6 管理技術者</p> <p>1) 請負者は、業務の実施に先立ち当該調査設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。なお、管理技術者を変更する場合も同様とするものとする。</p> <p>5) 請負者は、2名以上の管理技術者を置き前項の権限を分担させた場合、それぞれの管理技術者の有する権限の内容を発注者に通知するものとする。</p>	<p>1- 6 管理技術者</p> <p>1) <u>受注者</u>は、業務の実施に先立ち、<u>当該業務</u>の技術上の管理を行う管理技術者 <u>1名を定め</u>、発注者に通知するものとする。なお、管理技術者を変更する場合も同様とするものとする。<u>(設計共同企業体である場合を含む。)</u></p>	<p>字句修正</p> <p>字句追加</p> <p>項目削除</p>

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成23年12月) 新旧対比表

左列：改訂前(旧) 右列：改訂後(新)

	<p>6) <u>請負者</u>又は管理技術者は、屋外の調査設計業務では<u>使用人等</u>に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。また、調査設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督するものとする。</p> <p>7) 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある調査設計業務の<u>請負者</u>と十分に協議の上、相互に<u>協力</u>し、業務を実施するものとする。</p>	<p>5) <u>受注者</u>又は管理技術者は、屋外の調査設計業務では<u>協力者等</u>に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。また、調査設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督するものとする。</p> <p>6) 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある調査設計業務の<u>受注者</u>と十分に協議の上、相互の<u>協力</u>をし、業務を実施するものとする。</p>	<p>番号修正 字句修正</p>
p 3	<p>1-7 担当技術者</p> <p>1) <u>請負者</u>は、業務の実施にあたって担当技術者を定めた場合は、監督職員に通知するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は<u>3名</u>までとする。</p>	<p>1-7 担当技術者</p> <p>1) <u>受注者</u>は、業務の実施に<u>先立ち</u>、担当技術者を定めた場合は、監督職員に通知するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は<u>5名</u>までとする。<u>ただし、受注者が設計共同企業体である場合には、構成員毎に5名までとする。</u></p>	<p>字句修正 担当技術者数の拡大</p>
p 3	<p>1-8 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1) <u>請負者</u>は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、<u>当該調査設計業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</u></p> <p>4) 照査技術者は、設計図書の<u>定め</u>又は監督職員の指示する業務の節目に照査技術者自身によりその成果の照査を行うものとする。</p>	<p>1-8 照査技術者及び照査</p> <p>1) <u>受注者</u>は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、<u>当該業務</u>における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>4) 照査技術者は、設計図書に<u>定めがある場合</u>又は監督職員の指示する業務の節目に照査技術者自身によりその成果の照査を行うものとする。</p>	<p>字句修正</p>
p 4	<p>1-9 提出書類</p> <p>2) <u>請負者</u>は、提出書類を契約関係の<u>書式集等</u>に基づき監督職員に提出するものとする。それに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。</p> <p>3) <u>請負者</u>は、契約金額 100 万円以上の測量調査設計業務を受注した場合、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)により、<u>作成した「調査設計業務実績データ」を監督職員に提出し、登録のための確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに電子データにより提出するものとする。</u> <u>また、請負者は、監督職員に(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを提出するものとする。</u> <u>電子データの提出は次によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>契約登録用実績データの提出は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。</u></p> <p>(2) <u>完了登録用実績データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。</u></p> <p>(3) <u>業務履行中に契約登録用実績データの内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に変更登録用実績データを提出するものとする。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</u></p> <p>(4) <u>登録用実績データに訂正があった場合は、その都度提出するものとする。なお、訂正時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、訂正時の提出を省略することができるものとする。</u></p>	<p>1-9 提出書類</p> <p>2) <u>受注者</u>は、提出書類を契約関係の<u>様式集等</u>に基づき監督職員に提出するものとする。それに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。</p> <p>3) <u>受注者</u>は、契約金額が 100 万円以上の業務を受注した場合、業務実績情報サービス(TECRIS)により、<u>受注・変更・完了時に業務実績データを作成後、「登録のための確認のお願い」を印刷し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請するものとする。また、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISによりデータ訂正後、「訂正のための確認のお願い」を印刷し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録するものとする。なお、受注者は登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督職員に提出するものとする。登録の期日は次によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。</u></p> <p>(2) <u>完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。</u></p> <p>(3) <u>登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。</u></p>	<p>字句修正</p>
p 4	<p>1-10 業務の打合せ等</p> <p>1) <u>管理技術者と監督職員</u>は、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。<u>その都度、請負者は、その内容を打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</u></p> <p>2) 調査設計業務の着手時、<u>業務の区切り等設計図書に定める段階で管理技術者と監督職員は打合せを行うものとする。請負者は、その都度、その結果を打合せ記録簿に記録し相互に確認するものとする。</u></p>	<p>1-10 業務の打合せ等</p> <p>1) <u>監督職員と管理技術者</u>は、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、<u>受注者は、その都度、その内容を書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認するものとする。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。</u></p> <p>2) 調査設計業務の着手時、<u>設計図書に定める業務の区切り段階で監督職員と管理技術者は打合せを行うものとし、受注者は、その都度、その結果を書面(打合せ記録簿)に記録し相互に確認するものとする。</u></p>	<p>字句追加 字句修正</p>

	のとする。	する。	
p 4 p 5	1-11 業務計画書 1) 請負者は、業務の実施に先立ち次に掲げる事項を記載した業務計画書を監督職員に提出するものとし、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は追記するものとする。 (7) 施設 (試験室等)	1-11 業務計画書 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、次に掲げる事項を記載した業務計画書を監督職員に提出するものとし、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は追記するものとする。 (7) 施設 (検潮所、試験室等)	字句追加
p 5	1-14 作業時間 1) 請負者は、当該調査設計業務に係る使用人等に対し、休日の確保を含めた労働時間の短縮に努めるものとする。	1-14 作業時間 1) 受注者は、当該業務に係る協力者等に対し、休日の確保を含めた労働時間の短縮に努めるものとする。	字句修正
p 5	1-15 諸法令・諸条例の遵守 請負者は、関係諸法令・諸条例を遵守し、調査設計業務の円滑な進捗を図るものとする。	1-15 諸法令・諸条例の遵守 受注者は、業務に関係する諸法令・諸条例を遵守し、業務の円滑な進捗を図るものとする。	字句修正
p 5	1-16 関係官公庁への手続等 2) 請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その指示を受けるものとする。	1-16 関係官公庁への手続等 2) 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。なお、受注者は、許可承諾条件が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その指示を受けるものとする。	字句修正
p 6	1-17 地元関係者との交渉等 1) 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとする。この場合、請負者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示のある場合、説明の資料及び記録の作成に協力をするものとする。請負者は、地元関係者に誠意を持って接するものとする。 2) 請負者は、地元関係者から調査設計業務の実施に関して苦情があった場合、ただちに監督職員に通知し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。	1-17 地元関係者との交渉等 1) 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとする。受注者は指示がある場合、説明の資料及び記録の作成に協力をするものとする。 2) 受注者は、地元関係者に誠意を持って接するものとし、地元関係者から調査設計業務の実施に関して苦情があった場合、直ちに監督職員に通知し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。	字句修正
p 6	1-18 土地又は水面の立入り 1) 土地又は水面への立ち入り許可及び承諾の手続きは、発注者又は監督職員が行うものとする。この場合、請負者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示のある場合、これに協力をするものとする。 2) 請負者は、調査設計業務を実施するため、国有、公有、私有の土地等に立ち入る場合、あらかじめ監督職員に通知するものとする。 4) 請負者は、調査設計業務を実施するため、宅地又はかき・さく等で囲まれた土地等に立ち入る場合又は植物・かき・さく等の伐除あるいは土地等若しくは工作物を一時使用する場合、あらかじめ監督職員に通知するものとする。通知を受けた監督職員は、当該所有者及び占有者の許可を得るものとする。	1-18 土地等への立ち入り 1) 土地又は水面への立ち入り許可及び承諾の手続きは、発注者又は監督職員が行うものとする。受注者は指示がある場合、これに協力をするものとする。 2) 受注者は、調査設計業務を実施するため、第三者の土地等に立ち入る場合、あらかじめ監督職員に通知するものとする。 4) 受注者は、調査設計業務を実施するため、宅地又はかき・さく等で囲まれた土地等に立ち入る場合又は植物・かき・さく等の伐除あるいは土地等又は工作物を一時使用する場合、あらかじめ監督職員に通知するものとする。通知を受けた監督職員は、当該所有者及び占有者の許可を得るものとする。受注者は指示がある場合、これに協力をするものとする。	字句修正 字句追加
p 6	1-20 成果物の提出 1) 請負者は、調査設計業務が完了した場合、成果物 (設計図書で照査技術者による照査が定められている場合は照査報告書を含む。) を業務完了通知書とともに監督職員に提出するものとする。 2) 請負者は、設計図書に定めのある場合、又は監督職員の指示を承諾した場合、履行期間途中において、成果物を部分提出するものとする。	1-20 成果物の提出 1) 受注者は、調査設計業務が完了した場合、設計図書に示す成果物 (設計図書で照査技術者による照査が定められている場合は照査報告書を含む。) を業務完了通知書とともに監督職員に提出するものとする。 2) 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示を承諾した場合、履行期間途中において、成果物を部分提出するものとする。 3) 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系 (S I) とする。	字句追加 項目追加
p 6	1-21 検査 1) 発注者は、完成検査に先立ち請負者に対して検査日を通知するものとする。	1-21 検査 1) 発注者は、完了検査に先立ち、受注者に対して検査日を通知するものとする。	字句修正

p 7	<p>3) <u>請負者</u>は、検査職員から<u>完成検査</u>のための資料の提出を求められた場合、これに応じるものとする。<u>完成検査に要する費用は請負者の負担とする。</u></p> <p>4) <u>完成検査</u>の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、止むを得ない理由があると検査職員が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>5) <u>請負者</u>は、検査職員が修補を指示した場合、指示された期限までに修補を終えるものとする。</p> <p>6) 検査職員が修補を指示した場合、修補の完了の確認は、監督職員が行うものとする。</p> <p>7) 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を<u>請負者</u>に通知するものとする。</p> <p>8) 修補の完了が確認された場合、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、契約書第32条第3項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>9) 契約書第37条に規定する「指定部分」が<u>完成</u>した場合は、契約書第31条の検査の規定を準用して指定部分検査を行うものとする。この場合、「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」、「検査」とあるのは「指定部分検査」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>3) <u>受注者</u>は、検査職員から<u>完了検査</u>に必要な資料の提出を求められた場合、これに応じるものとする。</p> <p>4) <u>完了検査に要する費用は受注者の負担とする。</u></p> <p>5) <u>完了検査</u>の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、止むを得ない理由があると検査職員が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>6) <u>受注者</u>は、検査職員が修補を指示した場合、指示された期限までに修補を終えるものとする。</p> <p>7) 検査職員が修補を指示した場合、修補の完了の確認は監督職員が行うものとする。</p> <p>8) 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を<u>受注者</u>に通知するものとする。</p> <p>9) 修補の完了が確認された場合、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、契約書第32条第3項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>10) 契約書第37条に規定する「指定部分」が<u>完了</u>した場合は、契約書第31条の検査の規定を準用して指定部分検査を行うものとする。この場合、「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」、「検査」とあるのは「指定部分検査」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>前項からの分離 番号修正 字句修正</p>
p 7 p 7 p 7	<p>1-22 損害</p> <p>2) 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。 なお、<u>起因となる観測データ</u>の使用は、公共機関、若しくは公益法人の気象記録等に基づくものを使用するものとする。</p> <p>(1) <u>波浪、高潮に起因する場合</u></p> <p>(2) <u>強風に起因する場合</u></p> <p>(3) <u>降雨に起因する場合</u></p> <p>(5) <u>地震、津波、豪雪に起因する場合</u></p> <p>3) 契約書第29条第2項に規定する「<u>乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの</u>」とは、契約書第26条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が<u>請負者</u>の責によるものをいう。</p>	<p>1-22 損害</p> <p>2) 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。 なお、<u>起因となった事象の観測データ</u>の使用は、公共機関、若しくは公益法人の気象記録等に基づくものを使用するものとする。</p> <p>(1) <u>波浪、高潮の場合</u></p> <p>(2) <u>強風の場合</u></p> <p>(3) <u>降雨の場合</u></p> <p>(5) <u>地震、津波、豪雪、竜巻の場合</u></p> <p>3) 契約書第29条第2項に規定する「<u>受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの</u>」とは、契約書第26条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が<u>受注者の責め</u>によるものをいう。</p>	<p>字句修正</p>
p 7 p 8	<p>1-23 契約変更</p> <p>1) 発注者は、次の各号に掲げる場合、調査設計業務の契約変更を行うものとする。</p> <p>(3) <u>監督職員と請負者が協議し、調査設計業務実施上必要があると認められる場合</u></p> <p>2) 発注者は、前項の場合、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) <u>第19条の規定に基づき監督職員が請負者に指示した事項</u></p> <p>(3) <u>その他発注者又は監督職員と請負者との協議で決定された事項</u></p>	<p>1-23 契約変更</p> <p>1) 発注者は、次の各号に掲げる場合、調査設計業務の契約変更を行うものとする。</p> <p>(3) <u>受注者と協議し、調査設計業務の実施上、必要があると認められる場合</u></p> <p>2) 発注者は、前項の場合、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) <u>第19条の規定に基づき受注者に指示した事項</u></p> <p>(3) <u>その他受注者と協議で決定された事項</u></p>	<p>字句修正</p>
p 8	<p>1-25 一時中止</p> <p>1) 発注者は、契約書第20条第1項の規定により次の各号に該当する場合、<u>請負者</u>に通知し、必要と認める期間、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>(5) <u>第三者及びその財産、請負者、使用人並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合</u></p>	<p>1-25 一時中止</p> <p>1) 発注者は、契約書第20条第1項の規定により次の各号に該当する場合、<u>受注者</u>に通知し、必要と認める期間、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>(5) <u>第三者及びその財産、受注者及び協力者等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合</u></p>	<p>字句修正</p>
p 8	<p>1-26 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>1) 契約書第27条及び第28条に規定する損害で発注者の責に帰すべきものとされた場合</p>	<p>1-26 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>1) 契約書第27条に<u>規定する一般的損害</u>及び第28条に規定する<u>第三者に及ぼした損害について</u>、発注者の<u>責め</u>に帰すべきものとされた場合</p>	<p>字句追加</p>

p 8	<p>2) <u>発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合</u></p> <p>1-27 請負者の賠償責任</p> <p>請負者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>1) 契約書第 27 条及び第 28 条に規定する<u>損害で請負者の責に帰すべきものとされた場合</u></p> <p>2) 契約書第 40 条に規定するかし責任に係る損害</p> <p>3) <u>請負者の責により損害が生じた場合</u></p>	<p>2) <u>発注者の責めにより、当該業務を継続することが不可能となった場合</u></p> <p>1-27 受注者の賠償責任</p> <p><u>受注者</u>は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>1) 契約書第 27 条に<u>規定する一般的損害</u>及び第 28 条に規定する<u>第三者に及ぼした損害について、受注者の責め</u>に帰すべきものとされた場合</p> <p>2) 契約書第 40 条に規定する瑕疵責任に係る損害</p>	字句追加
p 9	<p>1-28 引渡し前における成果物の使用</p> <p>1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 33 条の規定に基づき<u>請負者</u>に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) <u>別途調査設計業務等の用に供する必要がある場合</u></p>	<p>1-28 引渡し前における成果物の使用</p> <p>1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 33 条の規定に基づき<u>受注者</u>に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) <u>別の調査設計業務等の用に供する必要がある場合</u></p>	字句修正
	<p>1-29 <u>再委託の禁止</u></p>	<p>1-29 再委託</p>	字句削除
p 9	<p>1-31 守秘義務</p> <p>請負者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知った秘密とされている情報を第三者に漏らしてはならない。</p> <p><u>ただし、1-30 成果物の使用の規程により、承諾を得て行う成果物の発表はこの限りでない。</u></p>	<p>1-31 守秘義務</p> <p>1) <u>受注者</u>は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知った秘密とされている情報を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2) <u>受注者は、当該業務の成果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</u></p> <p>3) <u>受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を「1-1.1 業務計画書」に示す業務計画書の業務組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</u></p> <p>4) <u>受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</u></p> <p>5) <u>取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</u></p> <p>6) <u>受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</u></p> <p>7) <u>受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</u></p>	字句削除 項目追加
	<p>1-32 業務管理</p> <p>2) 請負者は、<u>当該調査設計業務</u>の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務若しくは工事と、常に相互協調して調査設計業務を行うものとする。</p>	<p>1-32 業務管理</p> <p>2) 受注者は、<u>当該業務</u>の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務又は工事と、常に相互協調して業務を行うものとする。</p>	字句修正
p 10	<p>1-33 安全管理</p> <p>2) <u>請負者</u>は、調査設計業務における作業の安全確保のため次の事項を行うものとする。</p> <p>(1) 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。</p> <p>(2) 作業時に危険を予知した場合は、ただちに作業を中止し、<u>使用人等</u>を安全な場所に避難させるものとする。</p>	<p>1-33 安全管理</p> <p>2) <u>受注者</u>は、調査設計業務における作業の安全確保のため、次の事項を行うものとする。</p> <p>(1) 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。</p> <p>(2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、<u>協力者等</u>を安全な場所に避難させるものとする。</p>	字句修正

<p>p 1 0 p 1 1</p>	<p>1-34 環境保全</p> <p>4) <u>請負者</u>は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、<u>請負者</u>は自らの負担で撤去し、処理するものとする。<u>なお、撤去・処理が困難な場合の処置は、監督職員と協議して決定するものとする。</u></p>	<p>1-34 環境保全</p> <p>4) <u>受注者</u>は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、<u>受注者</u>は自らの負担で撤去し、処理するものとする。</p>	<p>字句削除</p>																																								
<p>p 1 2</p>	<p>第2編 測量・調査等業務</p> <p>第1章 測量業務</p> <p>第1節 深浅測量</p> <p>1-1-3 基準点測量</p> <p>3. 主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又は <u>G.P.S</u> 測量によらなければならない。また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量、<u>G.P.S</u> 測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によらなければならない。ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用しなければならない。</p> <p>6. <u>G.P.S</u> 測量の観測方法は、2点の同時観測による干渉法とし、既知点に結合するように行い、座標計算するものとする。なお、座標値の標準偏差は、次のとおりとする。</p> <p>主要基準点：15 cm以内 補助基準点：25 cm以内</p>	<p>第2編 測量・調査等業務</p> <p>第1章 測量業務</p> <p>第1節 深浅測量</p> <p>1-1-3 基準点測量</p> <p>3. 主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又は <u>GNSS</u> 測量によらなければならない。また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量、<u>GNSS</u> 測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によらなければならない。ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用しなければならない。</p> <p>6. <u>GNSS</u> の観測方法は、2点の同時観測による干渉法とし、基地点に結合するように行い、座標計算するものとする。なお、座標値の標準偏差は、次のとおりとする。</p> <p>主要基準点：15 cm以内 補助基準点：25 cm以内</p>	<p>「公共測量作業規定の準則」の一部改訂に伴い、表現の変更</p>																																								
<p>p 1 3</p>	<p>1-1-5 水深測量</p> <p>3. 水深測量</p> <p>(2) 海上測位</p> <p>①<u>請負者</u>は、海上位置測量に使用する機器は六分儀、経緯儀、測距儀、衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、<u>一級水域</u>では±5mを確保できるものを使用しなければならない。</p>	<p>1-1-5 水深測量</p> <p>3. 水深測量</p> <p>(2) 海上測位</p> <p>①<u>受注者</u>は、海上位置測量に使用する機器は六分儀、経緯儀、測距儀、衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、<u>1 a 級水域及び 1 b 級水域</u>では±5mを確保できるものを使用しなければならない。</p>	<p>字句修正</p>																																								
<p>p 1 4</p>	<p>表2-1 音響測深機の性能(水深100m以浅)</p> <table border="1" data-bbox="445 1365 1172 1858"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">シングルビーム音響測深機(多素子音響測深機を含む)</td> </tr> <tr> <td>仮定音速度</td> <td>1500m/s</td> </tr> <tr> <td>発振周波数</td> <td>90~230kHz(31m未満) 90~230kHz(31m~100m)</td> </tr> <tr> <td>送受波器の指向角</td> <td>半減半角8°以下</td> </tr> <tr> <td>紙送り速度</td> <td>20mm/min以上</td> </tr> <tr> <td>最小目盛</td> <td>0.2m以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">マルチビーム(浅海用)音響測深機</td> </tr> <tr> <td>仮定音速度</td> <td>1500m/s</td> </tr> <tr> <td>発振周波数</td> <td>36~455kHz</td> </tr> </tbody> </table>	項目	性能	シングルビーム音響測深機(多素子音響測深機を含む)		仮定音速度	1500m/s	発振周波数	90~230kHz(31m未満) 90~230kHz(31m~100m)	送受波器の指向角	半減半角8°以下	紙送り速度	20mm/min以上	最小目盛	0.2m以下	マルチビーム(浅海用)音響測深機		仮定音速度	1500m/s	発振周波数	36~455kHz	<p>表2-1 音響測深機の性能(水深100m以浅)</p> <table border="1" data-bbox="1647 1365 2389 1858"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">シングルビーム音響測深機(多素子音響測深機を含む)</td> </tr> <tr> <td>仮定音速度</td> <td>1500m/s</td> </tr> <tr> <td>発振周波数</td> <td>90~230kHz(水深31m未満) 90~230kHz(水深31m~100m)</td> </tr> <tr> <td>送受波器の指向角</td> <td>半減半角8°以下</td> </tr> <tr> <td>紙送り速度</td> <td>20mm/min以上</td> </tr> <tr> <td>最小目盛</td> <td>0.2m以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">マルチビーム(浅海用)音響測深機</td> </tr> <tr> <td>仮定音速度</td> <td>1500m/s</td> </tr> <tr> <td>発振周波数</td> <td>36~455kHz</td> </tr> </tbody> </table>	項目	性能	シングルビーム音響測深機(多素子音響測深機を含む)		仮定音速度	1500m/s	発振周波数	90~230kHz(水深31m未満) 90~230kHz(水深31m~100m)	送受波器の指向角	半減半角8°以下	紙送り速度	20mm/min以上	最小目盛	0.2m以下	マルチビーム(浅海用)音響測深機		仮定音速度	1500m/s	発振周波数	36~455kHz	<p>字句追加</p>
項目	性能																																										
シングルビーム音響測深機(多素子音響測深機を含む)																																											
仮定音速度	1500m/s																																										
発振周波数	90~230kHz(31m未満) 90~230kHz(31m~100m)																																										
送受波器の指向角	半減半角8°以下																																										
紙送り速度	20mm/min以上																																										
最小目盛	0.2m以下																																										
マルチビーム(浅海用)音響測深機																																											
仮定音速度	1500m/s																																										
発振周波数	36~455kHz																																										
項目	性能																																										
シングルビーム音響測深機(多素子音響測深機を含む)																																											
仮定音速度	1500m/s																																										
発振周波数	90~230kHz(水深31m未満) 90~230kHz(水深31m~100m)																																										
送受波器の指向角	半減半角8°以下																																										
紙送り速度	20mm/min以上																																										
最小目盛	0.2m以下																																										
マルチビーム(浅海用)音響測深機																																											
仮定音速度	1500m/s																																										
発振周波数	36~455kHz																																										

	<table border="1" data-bbox="445 157 1172 294"> <tr> <td>レンジ分解能</td> <td>5cm以下</td> </tr> <tr> <td>測深ビーム方式</td> <td>クロスファンビーム</td> </tr> <tr> <td>測深ビーム幅</td> <td>1.5度以下×1.5度以下</td> </tr> </table> <p>※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が4個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。</p> <p>②測深及び水深改正 イ) <u>請負者</u>は、音響測深法によって得られた水深値について潮位、音速度、喫水等より諸改正を行わなければならない。</p>	レンジ分解能	5cm以下	測深ビーム方式	クロスファンビーム	測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下	<table border="1" data-bbox="1647 157 2404 514"> <tr> <td>レンジ分解能</td> <td>5cm以下</td> </tr> <tr> <td>測深ビーム方式</td> <td>クロスファンビーム</td> </tr> <tr> <td>測深ビーム幅</td> <td>1.5度以下×1.5度以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>インターフェロメトリ音響測深機</u></td> </tr> <tr> <td><u>発振周波数</u></td> <td><u>100~500kHz</u></td> </tr> <tr> <td><u>レンジ分解能</u></td> <td><u>5cm以下</u></td> </tr> <tr> <td><u>仮定音速度</u></td> <td><u>1500m/s</u></td> </tr> <tr> <td><u>受信素子数</u></td> <td><u>4個以上</u></td> </tr> </table> <p>※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が4個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。</p> <p>② 測深及び水深改正 イ) <u>受注者</u>は、音響測深法によって得られた水深値について潮位、音速度、<u>喫水</u>等より諸改正を行わなければならない。</p>	レンジ分解能	5cm以下	測深ビーム方式	クロスファンビーム	測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下	<u>インターフェロメトリ音響測深機</u>		<u>発振周波数</u>	<u>100~500kHz</u>	<u>レンジ分解能</u>	<u>5cm以下</u>	<u>仮定音速度</u>	<u>1500m/s</u>	<u>受信素子数</u>	<u>4個以上</u>	<p>インターフェロメトリ音響測深機の基本性能の追記</p>
レンジ分解能	5cm以下																								
測深ビーム方式	クロスファンビーム																								
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下																								
レンジ分解能	5cm以下																								
測深ビーム方式	クロスファンビーム																								
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下																								
<u>インターフェロメトリ音響測深機</u>																									
<u>発振周波数</u>	<u>100~500kHz</u>																								
<u>レンジ分解能</u>	<u>5cm以下</u>																								
<u>仮定音速度</u>	<u>1500m/s</u>																								
<u>受信素子数</u>	<u>4個以上</u>																								
<p>p 15</p>	<p>1-1-6 成 果</p> <p>2. <u>請負者</u>は、必要に応じ次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 資 料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航跡図（原図） ・測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿） ・測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はG.P.S測位記録） 	<p>1-1-6 成 果</p> <p>2. <u>受注者</u>は、必要に応じ次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 資 料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航跡図（原図） ・測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿） ・測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又は<u>G.N.S.S</u>測位記録） 	<p>「公共測量作業規定の準則」の一部改訂に伴い、表現の変更</p>																						
<p>p 15</p>		<p><u>第2節 汀線測量</u></p> <p><u>1-2-1 適用の範囲</u> 本節は、汀線測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p><u>1-2-2 測量準備</u> 測量準備は、第2編1-1-2測量準備を適用する。</p> <p><u>1-2-3 基準点測量</u> 基準点測量は、第2編1-1-3基準点測量を適用する。</p> <p><u>1-2-4 水準測量</u></p> <p><u>1. 水準測量</u> 受注者は、測量近辺に水準点がない場合は、国家水準点より主要な基準点の標高を求めることを必要とする水準測量を実施しなければならない。</p> <p><u>2. 縦断測量</u> 主要基準点及び補助基準点について往復水準測量を実施しなければならない。</p>	<p>節の追加</p>																						

		<p><u>3. 横断測量</u> <u>受注者は、特記仕様書の定めにより、主要基準点及び補助基準点を基準とし、汀線にほぼ直角方向へ10m間隔に基本水準面までの水準測量を実施しなければならない。なお、測定間隔は特記仕様書の定めによる。</u></p> <p><u>1-2-5 成果</u> <u>受注者は、下記項目及び設計図書の定めにより成果物を作成し、提出しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観測手簿 ・計算簿 ・成果表 ・線形図 ・線形地形図（杭打設点網図） ・縦断図面 ・横断図面 ・詳細平面図 ・点の記 ・精度管理表 ・その他資料 <p><u>1-2-6 照査</u> <u>照査は、第2編1-1-7照査を適用する。</u></p>																																					
<p>p 16 p 17</p>	<p style="text-align: center;">第2章 環境調査業務</p> <p>第2節 水質調査</p> <p>2-2-3 位置測量</p> <p>1. <u>請負者</u>は、調査に先立ち監督職員に調査位置の承諾を得なければならない。</p> <p>2. <u>請負者</u>は、本調査において <u>G.P.S</u> を使用する場合は、<u>当該契約調査の実施区域</u>において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 環境調査業務</p> <p>第2節 水質調査</p> <p>2-2-3 位置測量</p> <p>1. <u>受注者</u>は、調査に先立ち監督職員に調査位置の承諾を得なければならない。</p> <p>2. <u>受注者</u>は、本調査において <u>G.N.S.S</u> を使用する場合は、<u>調査の実施区域</u>において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>「公共測量作業規定の準則」の一部改訂に伴い、表現の変更</p>																																				
<p>p 17 p 18</p>	<p>2-2-5 分析</p> <p style="text-align: center;">表2-2 水質試験方法</p> <table border="1" data-bbox="249 1499 1368 1871"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">現場測定項目</td> <td>気温</td> <td>JIS K 0102(1998) 7.1</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>JIS K 0102(1998) 7.2</td> </tr> <tr> <td>色相</td> <td>J I S標準色票</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>JIS K 0102(1998) 10.1</td> </tr> <tr> <td>塩分</td> <td>海洋観測指針5.3</td> </tr> <tr> <td>透明度</td> <td>海洋観測指針(1999) 3.2</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D</td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	試験方法	現場測定項目	気温	JIS K 0102(1998) 7.1	水温	JIS K 0102(1998) 7.2	色相	J I S標準色票	臭気	JIS K 0102(1998) 10.1	塩分	海洋観測指針5.3	透明度	海洋観測指針(1999) 3.2	濁度	JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D	<p>2-2-5 分析</p> <p style="text-align: center;">表2-2 水質試験方法</p> <table border="1" data-bbox="1448 1499 2567 1871"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">現場測定項目</td> <td>気温</td> <td>JIS K 0102(2008) 7.1</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>JIS K 0102(2008) 7.2</td> </tr> <tr> <td>色相</td> <td>J I S標準色票</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>JIS K 0102(2008) 10.1</td> </tr> <tr> <td>塩分</td> <td>海洋観測指針5.3</td> </tr> <tr> <td>透明度</td> <td>海洋観測指針(1999) 3.2</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D</td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	試験方法	現場測定項目	気温	JIS K 0102(2008) 7.1	水温	JIS K 0102(2008) 7.2	色相	J I S標準色票	臭気	JIS K 0102(2008) 10.1	塩分	海洋観測指針5.3	透明度	海洋観測指針(1999) 3.2	濁度	JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D	<p>字句修正</p>
	試験項目	試験方法																																					
現場測定項目	気温	JIS K 0102(1998) 7.1																																					
	水温	JIS K 0102(1998) 7.2																																					
	色相	J I S標準色票																																					
	臭気	JIS K 0102(1998) 10.1																																					
	塩分	海洋観測指針5.3																																					
	透明度	海洋観測指針(1999) 3.2																																					
	濁度	JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D																																					
	試験項目	試験方法																																					
現場測定項目	気温	JIS K 0102(2008) 7.1																																					
	水温	JIS K 0102(2008) 7.2																																					
	色相	J I S標準色票																																					
	臭気	JIS K 0102(2008) 10.1																																					
	塩分	海洋観測指針5.3																																					
	透明度	海洋観測指針(1999) 3.2																																					
	濁度	JIS K 0101(1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D																																					

生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 (1998) 12. 1
	溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 (1998) 32. 1
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 (1998) 21
	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 (1998) 17
	浮遊物質 (SS)	環告第59号付表 8
	大腸菌群数	環告第59号別表2. 1. 1備考4又は厚生省・建設省令第1号
	全窒素	JIS K 0102 (1998) 45. 2、45. 3又は45. 4
	全りん	JIS K 0102 (1998) 46. 3
	n-ヘキサン抽出物質	環告第59号付表9又は昭和49年9月30日環告第64号付表4
	亜鉛	JIS K 0102 (1998) 53
	カドミウム	JIS K 0102 (1998) 55
	全シアン	JIS K 0102 (1998) 38. 1. 2及び38. 2又は38. 1. 2及び38. 3
	鉛	JIS K 0102 (1998) 54
	六価クロム	JIS K 0102 (1998) 65. 2
砒素	JIS K 0102 (1998) 61. 2又は61. 3	
(以下、略)		

生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 (2008) 12. 1 <u>又はガラス電極法</u>
	溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 (2008) 32. 1 <u>又は隔膜電極法</u>
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 (2008) 21
	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 (2008) 17
	浮遊物質 (SS)	環告第59号付表 8
	大腸菌群数	環告第59号別表2 <u>(最確数による定量法)</u> 又は厚生省・建設省令第1号 <u>別表第1</u>
	全窒素	JIS K 0102 (2008) 45. 2、45. 3又は45. 4
	全りん	JIS K 0102 (2008) 46. 3
	n-ヘキサン抽出物質	環告第59号付表 <u>10</u> 又は昭和49年9月30日環告第64号付表4
	亜鉛	JIS K 0102 (2008) 53
	カドミウム	JIS K 0102 (2008) 55
	全シアン	JIS K 0102 (2008) 38. 1. 2及び38. 2又は38. 1. 2及び38. 3
	鉛	JIS K 0102 (2008) 54
	六価クロム	JIS K 0102 (2008) 65. 2
砒素	JIS K 0102 (2008) 61. 2、61. 3 <u>又は61. 4</u>	
(以下、略)		

p 19

試験項目	試験方法
シマジン	環告第59号付表5の第1又は第2
チオベンカルブ	環告第59号付表5の第1又は第2
ベンゼン	JIS K 0125 (1995) 5. 1、5. 2又は5. 3. 2
セレン	JIS K 0102 (1998) 67. 2又は67. 3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 (1998) 43. 2. 1、43. 2. 3又は43. 2. 5 (硝酸性) JIS K 0102 (1998) 43. 1 (亜硝酸性)
フッ素	JIS K 0102 (1998) 34. 1又は環告第59号付表6
ホウ素	JIS K 0102 (1998) 47. 11若しくは環告第59号付表7
フェノール類	JIS K 0102 (1998) 28. 1. 2
銅	JIS K 0102 (1998) 52. 2
鉄 (溶解性)	JIS K 0102 (1998) 57. 2、57. 3又は57. 4
マンガン (溶解性)	JIS K 0102 (1998) 56. 2、56. 3、56. 4又は56. 5
クロム	JIS K 0102 (1998) 65. 1. 1

試験項目	試験方法
シマジン	環告第59号付表5の第1又は第2
チオベンカルブ	環告第59号付表5の第1又は第2
ベンゼン	JIS K 0125 (1995) 5. 1、5. 2又は5. 3. 2
セレン	JIS K 0102 (2008) 67. 2、67. 3 <u>又は67. 4</u>
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 (2008) 43. 2. 1、43. 2. 3又は43. 2. 5 (硝酸性) JIS K 0102 (2008) 43. 1 (亜硝酸性)
フッ素	JIS K 0102 (2008) 34. 1又は <u>34. 1 (C) 及び付表6</u>
ホウ素	JIS K 0102 (2008) 47. 1、47. 3 <u>又は47. 4</u>
<u>1,4-ジオキサン</u>	<u>環告第59号付表7</u>
フェノール類	JIS K 0102 (2008) 28. 1. 2
銅	JIS K 0102 (2008) 52. 2
鉄 (溶解性)	JIS K 0102 (2008) 57. 2、57. 3又は57. 4
マンガン (溶解性)	JIS K 0102 (2008) 56. 2、56. 3、56. 4又は56. 5
クロム	JIS K 0102 (2008) 65. 1. 1

字句修正

	目	有機燐化合物	環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNIは JIS K 0102(1998)31.1、メチルメトンは環告第64号付表2	目	有機燐化合物	環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNIは JIS K 0102(2008)31.1(カスクロマトグラフ法を除く)、メチルメト ンは環告第64号付表2
		アンモニア性窒素	JIS K 0102(1998)42.2、42.3又は42.5		アンモニア性窒素	JIS K 0102(2008)42.2、42.3又は42.5
	要 監 視 項 目	(途中、略)		(途中、略)		
		フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2	

p 2 0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニッケル</td> <td>JIS K 0102(1998)59.3又は環水規第121号付表4、 付表5</td> </tr> <tr> <td>モリブデン</td> <td>JIS K 0102(1998)68.2又は環水規第121号付表4、 付表5</td> </tr> <tr> <td>アンチモン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表5の第1、第2又は第3</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニルモノマー</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表1</td> </tr> <tr> <td>エピクロヒドリン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表2</td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表3の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>全マンガン</td> <td>JIS K 0102(1998)56.2、56.3、56.4又は56.5</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表4の第1又は第2</td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	試験方法	ニッケル	JIS K 0102(1998)59.3又は環水規第121号付表4、 付表5	モリブデン	JIS K 0102(1998)68.2又は環水規第121号付表4、 付表5	アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表5の第1、第2又は第3	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表1	エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表2	1,4-ジオキサン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表3の第1又は第2	全マンガン	JIS K 0102(1998)56.2、56.3、56.4又は56.5	ウラン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表4の第1又は第2	字句修正			
	試験項目	試験方法																						
ニッケル	JIS K 0102(1998)59.3又は環水規第121号付表4、 付表5																							
モリブデン	JIS K 0102(1998)68.2又は環水規第121号付表4、 付表5																							
アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表5の第1、第2又は第3																							
塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表1																							
エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表2																							
1,4-ジオキサン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表3の第1又は第2																							
全マンガン	JIS K 0102(1998)56.2、56.3、56.4又は56.5																							
ウラン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表4の第1又は第2																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニッケル</td> <td>JIS K 0102(2008)59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5</td> </tr> <tr> <td>モリブデン</td> <td>JIS K 0102(2008)68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5</td> </tr> <tr> <td>アンチモン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表5の第1、第2又は第3</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニルモノマー</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表1</td> </tr> <tr> <td>エピクロヒドリン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表2</td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表3の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>全マンガン</td> <td>JIS K 0102(2008)56.2、56.3、56.4又は56.5</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表4の第1、第2又は第3</td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	試験方法	ニッケル	JIS K 0102(2008)59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5	モリブデン	JIS K 0102(2008)68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5	アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表5の第1、第2又は第3	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表1	エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表2	1,4-ジオキサン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表3の第1又は第2	全マンガン	JIS K 0102(2008)56.2、56.3、56.4又は56.5	ウラン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表4の第1、第2又は第3					
試験項目	試験方法																							
ニッケル	JIS K 0102(2008)59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5																							
モリブデン	JIS K 0102(2008)68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5																							
アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表5の第1、第2又は第3																							
塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表1																							
エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表2																							
1,4-ジオキサン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表3の第1又は第2																							
全マンガン	JIS K 0102(2008)56.2、56.3、56.4又は56.5																							
ウラン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第0403310 05号付表4の第1、第2又は第3																							
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td>塩化物イオン</td> <td>JIS K 0102(1998)35.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>界面活性剤</td> <td>JIS K 0102(1998)30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>陰イオン界面活性剤</td> <td>JIS K 0102(1998)30.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>亜硝酸性窒素</td> <td>JIS K 0102(1998)43.1.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>硝酸性窒素</td> <td>JIS K 0102(1998)43.2.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>りん酸性りん</td> <td>JIS K 0102(1998)46.1.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気伝導率</td> <td>JIS K 0102(1998)13</td> </tr> </tbody> </table>		その他	塩化物イオン	JIS K 0102(1998)35.1		界面活性剤	JIS K 0102(1998)30		陰イオン界面活性剤	JIS K 0102(1998)30.1		亜硝酸性窒素	JIS K 0102(1998)43.1.1		硝酸性窒素	JIS K 0102(1998)43.2.3		りん酸性りん	JIS K 0102(1998)46.1.2		電気伝導率	JIS K 0102(1998)13	項目削除
その他	塩化物イオン	JIS K 0102(1998)35.1																						
	界面活性剤	JIS K 0102(1998)30																						
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102(1998)30.1																						
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102(1998)43.1.1																						
	硝酸性窒素	JIS K 0102(1998)43.2.3																						
	りん酸性りん	JIS K 0102(1998)46.1.2																						
	電気伝導率	JIS K 0102(1998)13																						

p 2 1
p 2 2

第3節 底質調査

2-3-4 底質調査

表2-3 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	昭和46年12月28日環境庁告示第59号(以下「環告第59号」という。)付表2及び昭和49年9月30日環境庁告示第64号(以下「環告第64号」という)付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	昭和63年9月8日環境庁第127号底質調査方法(以下「底質調査方法」という。) II.5.2	
水銀又はその化合物	環告第59号 付表1		底質調査方法 II.5.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102(1998)55		底質調査方法 II.6	
鉛又はその化合物	JIS K 0102(1998)54		底質調査方法 II.7	
有機りん化合物	昭和49年9月30日環境庁告示第64号(以下「環告第64号」という。)付表1又はJIS K 0102(1998)31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)			
六価クロム化合物	JIS K 0102(1998)65.2		底質調査方法 II.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102(1998)61		底質調査方法 II.13	
シアン化合物	JIS K 0102(1998)38ただし38.1.1は除く		底質調査方法 II.14	
PCB	環告第59号付表3又はJIS K 0093(2002)		底質調査方法 II.15	
有機塩素化合物			環告第14号別表1	最終改訂：平成15年6月13日
銅又はその化合物	JIS K 0102(1998)52		底質調査方法 II.8	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102(1998)53		底質調査方法 II.9	
ふっ化物	JIS K 0102(1998)34			
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
ベリリウム又は化合物	環告第13号 別表7	最終改正：平成12年1月14日		
クロム又はその化合物	JIS K 0102(1998)65.1		底質調査方法 II.12.1	
ニッケル又はそ	JIS K 0102(1998)59			

第3節 底質調査

2-3-4 底質調査

表2-3 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	環告第59号付表2及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法 II.5.2	
水銀又はその化合物	環告第59号 付表1		底質調査方法 II.5.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102(2008)55		底質調査方法 II.6	
鉛又はその化合物	JIS K 0102(1998)54		底質調査方法 II.7	
有機燐化合物	環告第64号付表1又はJIS K 0102(2008)31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告64号付表2)			
六価クロム化合物	JIS K 0102(2008)65.2		底質調査方法 II.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102(2008)61		底質調査方法 II.13	
シアン化合物	JIS K 0102(2008)38ただし38.1.1は除く		底質調査方法 II.14	
PCB	環告第59号付表3又はJIS K 0093(2002)		底質調査方法 II.15	
有機塩素化合物			環告第14号別表1	最終改訂：平成15年6月13日
銅又はその化合物	JIS K 0102(2008)52		底質調査方法 II.8	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102(2008)53		底質調査方法 II.9	
ふっ化物	JIS K 0102(2008)34			
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
ベリリウム又は化合物	環告第13号 別表7	最終改正：平成12年1月14日		
クロム又はその化合物	JIS K 0102(2008)65.1		底質調査方法 II.12.1	
ニッケル又はそ	JIS K 0102(2008)59			

字句修正

	の化合物 バナジウム又は その化合物	JIS K 0102(1998)70				の化合物 バナジウム又は その化合物	JIS K 0102(2008)70																																																																																																																		
p 2 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(途中、略)</td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>JIS K 0102(1998)67.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>環告第14号第四 (JIS K 0312(1999))</td> <td>最終改正： 平成15年6 月13日</td> <td>環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る 底質調査測定マニュアル (平成12年3月環境庁 水質保全局水質管理 課))</td> <td>最終改正： 平成14年7 月22日</td> </tr> <tr> <td>泥温</td> <td></td> <td></td> <td>JIS K 0102(1998)7に 準ずる方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泥色</td> <td></td> <td></td> <td>新版標準土色帳による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td></td> <td></td> <td>ガラス電極法 JIS K 0102(1998)12.1 に準ずる</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(以下、略)</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	ジクロロメタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2				四塩化炭素	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1				1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1				(途中、略)					セレン	JIS K 0102(1998)67.2				ダイオキシン類	環告第14号第四 (JIS K 0312(1999))	最終改正： 平成15年6 月13日	環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る 底質調査測定マニュアル (平成12年3月環境庁 水質保全局水質管理 課))	最終改正： 平成14年7 月22日	泥温			JIS K 0102(1998)7に 準ずる方法		泥色			新版標準土色帳による		水素イオン濃度 (pH)			ガラス電極法 JIS K 0102(1998)12.1 に準ずる		(以下、略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>JIS K 0125(1995)5.1、5. .2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>環告第14号別表2又は JIS K 0125(1995)5.1、5. 2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>JIS K 0125(1995)5.1、5. 2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(途中、略)</td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>JIS K 0102(2008)67</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>環告第14号第四 (JIS K 0312(1999))</td> <td>最終改正： 平成15年6 月13日</td> <td>環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質 調査測定マニュアル(平成1 2年3月環境庁水質保全 局水質管理課))</td> <td>最終改正： 平成14年7 月22日</td> </tr> <tr> <td>泥温</td> <td></td> <td></td> <td>JIS K 0102(2008)7に 準ずる方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泥色</td> <td></td> <td></td> <td>新版標準土色帳による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td></td> <td></td> <td>ガラス電極法 JIS K 0102(2008)12.1 に準ずる</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(以下、略)</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	ジクロロメタン	JIS K 0125(1995)5.1、5. .2、5.3.2又は5.4.1				四塩化炭素	環告第14号別表2又は JIS K 0125(1995)5.1、5. 2、5.3.2又は5.4.1				1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125(1995)5.1、5. 2、5.3.2又は5.4.1				(途中、略)					セレン	JIS K 0102(2008)67				ダイオキシン類	環告第14号第四 (JIS K 0312(1999))	最終改正： 平成15年6 月13日	環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質 調査測定マニュアル(平成1 2年3月環境庁水質保全 局水質管理課))	最終改正： 平成14年7 月22日	泥温			JIS K 0102(2008)7に 準ずる方法		泥色			新版標準土色帳による		水素イオン濃度 (pH)			ガラス電極法 JIS K 0102(2008)12.1 に準ずる		(以下、略)					字句修正
試験項目	溶出試験		含有量試験																																																																																																																						
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																																																					
ジクロロメタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																								
四塩化炭素	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1																																																																																																																								
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1																																																																																																																								
(途中、略)																																																																																																																									
セレン	JIS K 0102(1998)67.2																																																																																																																								
ダイオキシン類	環告第14号第四 (JIS K 0312(1999))	最終改正： 平成15年6 月13日	環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る 底質調査測定マニュアル (平成12年3月環境庁 水質保全局水質管理 課))	最終改正： 平成14年7 月22日																																																																																																																					
泥温			JIS K 0102(1998)7に 準ずる方法																																																																																																																						
泥色			新版標準土色帳による																																																																																																																						
水素イオン濃度 (pH)			ガラス電極法 JIS K 0102(1998)12.1 に準ずる																																																																																																																						
(以下、略)																																																																																																																									
試験項目	溶出試験		含有量試験																																																																																																																						
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																																																					
ジクロロメタン	JIS K 0125(1995)5.1、5. .2、5.3.2又は5.4.1																																																																																																																								
四塩化炭素	環告第14号別表2又は JIS K 0125(1995)5.1、5. 2、5.3.2又は5.4.1																																																																																																																								
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125(1995)5.1、5. 2、5.3.2又は5.4.1																																																																																																																								
(途中、略)																																																																																																																									
セレン	JIS K 0102(2008)67																																																																																																																								
ダイオキシン類	環告第14号第四 (JIS K 0312(1999))	最終改正： 平成15年6 月13日	環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質 調査測定マニュアル(平成1 2年3月環境庁水質保全 局水質管理課))	最終改正： 平成14年7 月22日																																																																																																																					
泥温			JIS K 0102(2008)7に 準ずる方法																																																																																																																						
泥色			新版標準土色帳による																																																																																																																						
水素イオン濃度 (pH)			ガラス電極法 JIS K 0102(2008)12.1 に準ずる																																																																																																																						
(以下、略)																																																																																																																									
p 2 4					<p><u>第4節 騒音調査</u></p> <p><u>2-4-1 適用の範囲</u></p> <p><u>本節は、騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。</u></p> <p><u>2-4-2 調査準備</u></p> <p><u>調査準備は、第2編2-1-2調査準備を適用する。</u></p> <p><u>2-4-3 資料収集整理</u></p> <p><u>受注者は、調査の実施に当たり既存資料、観測データ及び参考文献等を収集整理し、分析しなければならない。</u></p> <p><u>2-4-4 騒音調査</u></p> <p><u>1. 観測機器</u></p> <p><u>受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に先立ち監督職員の承諾を得</u></p>	節の追加																																																																																																																			

		<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>2. 測定</u></p> <p><u>(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の騒音を測定しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、「騒音に係る環境基準（平成11年4月1日施行）」の定める方法により測定しなければならない。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、騒音レベルを測定しなければならない。なお、特記仕様書に定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定しなければならない。</u></p> <p><u>2-4-5 解析・検討</u></p> <p><u>受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。</u></p> <p><u>2-4-6 成果</u></p> <p><u>1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 件名</u> <u>・ 調査目的</u> <u>・ 調査地域（調査地域図添付）</u> <u>・ 測定地点（測定地点図添付）</u> <u>・ 調査項目</u> <u>・ 調査日時及び測定回数</u> <u>・ 調査方法及び使用機器</u> <u>・ 調査結果</u> <u>・ 調査結果の考察</u> <p><u>2-4-7 協議・報告</u></p> <p><u>受注者は、特記仕様書の定めのある場合、監督職員と協議又は報告しなければならない。</u></p> <p><u>2-4-8 照査</u></p> <p><u>1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。</u></p> <p><u>2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 調査方針と騒音調査内容の適切性</u> <u>(2) 測定記録と既存資料の整合性</u> <u>(3) 成果物の適切性</u> <p><u>第5節 振動調査</u></p> <p><u>2-5-1 適用の範囲</u></p>	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p><u>本節は、振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。</u></p> <p><u>2-5-2 調査準備</u> <u>調査準備は、第2編2-1-2調査準備を適用する。</u></p> <p><u>2-5-3 資料収集整理</u> <u>資料収集整理は、第2編2-4-3資料収集整理を適用する。</u></p> <p><u>2-5-4 振動調査</u> <u>1. 調査機器</u> <u>受注者は、振動レベル計を用いなければならない。なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。</u> <u>2. 測定</u> <u>(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の振動を測定するものとする。</u> <u>(2) 受注者は、「振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号)」の定める方法により測定しなければならない。</u> <u>(3) 受注者は、振動レベルを測定するものとする。なお、特記仕様書に定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測定するものとする。</u></p> <p><u>2-5-5 解析・検討</u> <u>受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。</u></p> <p><u>2-5-6 成果</u> <u>成果は、第2編2-4-6成果を適用するものとする。</u></p> <p><u>2-5-7 協議・報告</u> <u>協議・報告は、第2編2-4-7協議・報告を適用する。</u></p> <p><u>2-5-8 照査</u> <u>1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。</u> <u>2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 調査方針と振動調査内容の適切性</u> <u>(2) 測定記録と既存資料の整合性</u> <u>(3) 成果物の適切性</u></p> <p><u>第6節 悪臭調査</u> <u>2-6-1 適用の範囲</u> <u>本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。</u></p>	
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

2-6-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2調査準備を適用する。

2-6-3 資料収集整理

資料収集整理は、第2編2-4-2資料収集整理を適用する。

2-6-4 悪臭調査

1. 測定・調査

受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の悪臭調査を行わなければならない。

2. 調査項目

受注者は、特記仕様書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度（臭気濃度、成分濃度）に係る項目を調査しなければならない。

3. 測定方法

受注者は、「表2-4 悪臭物質成分濃度測定方法」、「表2-5 悪臭物質臭気濃度測定方法」及び「表2-6 悪臭物質排出成分濃度測定方法」に示す方法により測定しなければならない。

表2-4 悪臭物質成分濃度測定方法

<u>測定項目</u>	<u>測定方法</u>	<u>摘要</u>
<u>アンモニア</u>	<u>環告第9号別表第1</u>	<u>敷地境界及び発生源</u>
<u>メチルメルカプタン</u>	<u>環告第9号別表第2</u>	<u>敷地境界及び発生源</u> <u>(発生源は、硫化水素のみ)</u>
<u>硫化水素</u>		
<u>硫化メチル</u>		
<u>二硫化メチル</u>		
<u>トリメチルアミン</u>	<u>環告第9号別表第3</u>	<u>敷地境界及び発生源</u>
<u>アセトアルデヒド</u>	<u>環告第9号別表第4</u>	<u>敷地境界及び発生源</u> <u>(発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)</u>
<u>プロピオンアルデヒド</u>		
<u>ノルマルブチルアルデヒド</u>		
<u>イソブチルアルデヒド</u>		
<u>ノルマルバレルアルデヒド</u>		
<u>イソバレルアルデヒド</u>		
<u>イソブタノール</u>	<u>環告第9号別表第5</u>	<u>敷地境界及び発生源</u>
<u>酢酸エチル</u>	<u>環告第9号別表第6</u>	<u>敷地境界及び発生源</u>
<u>メチルイソブチルケトン</u>		
<u>トルエン</u>	<u>環告第9号別表第7</u>	<u>敷地境界及び発生源</u> <u>(発生源は、スチレンを除く2物質)</u>
<u>スチレン</u>		
<u>キシレン</u>		

<u>プロピオン酸</u>	<u>環告第9号別紙第8</u>	
<u>ノルマル酪酸</u>		
<u>ノルマル吉草酸</u>		
<u>イソ吉草酸</u>		

表2-5 悪臭物質臭気濃度測定方法

<u>測定項目</u>	<u>測定方法</u>	<u>摘要</u>
<u>臭気指数</u>	<u>三点比較式臭袋法</u> <u>環告第63号</u>	<u>敷地境界及び発生源</u>

表2-6 悪臭物質排水成分濃度測定方法

<u>測定項目</u>	<u>測定方法</u>	<u>摘要</u>
<u>硫化水素</u> <u>メチルメルカプタン</u> <u>硫化メチル</u> <u>二硫化メチル</u>	<u>環告第9号別表第2の3</u>	

注)「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号昭和47年5月30日)を示す。

「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号平成7年9月13日)を示す。

2-6-5 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2-6-6 成果

成果は、第2編2-4-6成果を適用する。

2-6-7 協議・報告

協議・報告は、第2編2-4-7協議・報告を適用する

2-6-8 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と悪臭調査内容の適切性
- (2) 測定記録と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性

<p>p 2 5 p 2 8 p 2 9</p>	<p style="text-align: center;">第3章 環境生物調査業務</p> <p>第5節 藻場調査</p> <p>3-5-4 藻場調査</p> <p>3. 試料の固定</p> <p>請負者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 環境生物調査業務</p> <p>第5節 藻場調査</p> <p>3-5-4 藻場調査</p> <p>3. 試料の固定</p> <p>受注者は、特記仕様書に定める方法により行わなければならない。</p>	<p>字句削除</p>
<p>p 3 3</p>		<p style="text-align: center;"><u>第5章 磁気探査業務</u></p> <p><u>第1節 磁気探査</u></p> <p><u>5-1-1 適用の範囲</u></p> <p><u>本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。</u></p> <p><u>5-1-2 探査準備</u></p> <p><u>受注者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。</u></p> <p><u>5-1-3 基準点測量</u></p> <p><u>基準点測量は、第2編1-1-3基準点測量を適用する。</u></p> <p><u>5-1-4 磁気探査</u></p> <p><u>1. 探査機器等</u></p> <p><u>(1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いなければならない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>2. 磁気探査</u></p> <p><u>(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。</u></p> <p><u>(2) 磁気探査位置の測定方法は、第2編1-1-5水深測量、3. 水深測量、(2)海上測位を適用するものとする。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査しなければならない。</u></p> <p><u>(4) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、監督職員に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(5) 受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わなければならない。</u></p> <p><u>(6) 受注者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行わなければならない。</u></p> <p><u>(7) 受注者は、磁気探査位置の確認を50mごとに行わなければならない。</u></p> <p><u>(8) 受注者は、探査区域を探査もれのないように行わなければならない。</u></p> <p><u>5-1-5 解析</u></p> <p><u>1. 受注者は、特記仕様書に定める磁気量の単位を用いなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果について考察しなければならない。</u></p>	<p>章の追加</p>

		<p><u>5-1-6 成果</u></p> <p><u>1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 報告書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 件名</u> <u>・ 探査場所</u> <u>・ 探査期間</u> <u>・ 探査位置図</u> <u>・ 探査機器</u> <u>・ 測定方法（探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法）</u> <u>・ 磁気異常測定値一覧表（位置、磁気量、埋没深度）</u> <p><u>なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 総航跡図</u> <u>・ 磁気異常点位置図</u> <u>・ 解析結果の考察</u> <p><u>(2) 資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 航跡図（原図）</u> <u>・ 船位測定簿</u> <u>・ 測定記録（磁気記録、音響測深記録）</u> <u>・ 磁気量算出基礎資料</u> <u>・ 磁気異常点集約資料</u> <u>・ 使用した磁気探査機の総合感度試験資料</u> <p><u>5-1-7 照査</u></p> <p><u>1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。</u></p> <p><u>2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 探査方針及び探査内容の適切性</u> <u>(2) 測定記録と計算結果の整合性</u> <u>(3) 測定記録と図面表現の整合性</u> <u>(4) 航跡と磁気異常点位置の的確性</u> <u>(5) 成果物の適切性</u> 	
		<p style="text-align: center;"><u>第6章潜水探査業務</u></p> <p><u>第1節 潜水探査</u></p> <p><u>6-1-1 適用の範囲</u></p> <p><u>本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。</u></p>	<p>章の追加</p>

		<p><u>6-1-2 探査準備</u> <u>探査準備は、第2編5-1-2探査準備を適用する。</u></p> <p><u>6-1-3 設 標</u> <u>受注者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。</u></p> <p><u>6-1-4 潜水探査</u> <u>1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。</u> <u>2. 受注者は、磁気探査機を携行した潜水士により潜水探査を行わなければならない。なお、特記仕様書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。</u> <u>3. 潜水探査</u> <u>(1) 受注者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。</u> <u>(2) 受注者は、事前に探査機の性能表を監督職員に提出し、その承諾を得なければならない。</u> <u>(3) 受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外の物であれば、すべて引き揚げなければならない。ただし、引き揚げが困難な場合の処置は、設計図書に基づいて監督職員と協議しなければならない。</u> <u>(4) 受注者は、引き揚げられた異常物の現場発生品調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。</u> <u>(5) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、監督職員は、再度、潜水探査を指示するものとする。</u> <u>4. 残存爆発物が発見された場合の処置</u> <u>受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。</u></p> <p><u>6-1-5 成 果</u> <u>1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。</u> <u>2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 件名</u> <u>・ 探査場所</u> <u>・ 探査期間</u> <u>・ 探査位置図</u> <u>・ 探査機器</u> <u>・ 探査方法</u> <u>・ 磁気異常物一覧表</u> <p><u>一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するもの</u></p>	
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p><u>とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>確認された磁気異常物の写真集</u> ・<u>磁気異常物の確認された位置図</u> ・<u>探査結果の考察</u> 																																											
p 3 4	<p>第3編 土質調査業務</p> <p>第1章 土質調査業務</p> <p>第1節 土質調査</p> <p>1- 1- 5 ボーリング</p>	<p>第3編 土質調査業務</p> <p>第1章 土質調査業務</p> <p>第1節 土質調査</p> <p>1- 1- 5 ボーリング</p>																																											
p 3 5	<p>表3-1 ボーリングの必要孔径</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">土質区分</th> <th colspan="2">必要孔径</th> <th rowspan="2">調査目的</th> </tr> <tr> <th>コアチューブ</th> <th>ケーシングパイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td> <td>66mm</td> <td>—</td> <td>標準貫入試験、岩盤のコアリング</td> </tr> <tr> <td>86mm</td> <td>97mm (90)</td> <td>シンウォールサンプリング（エクステンションロッド式）、孔内水平載下試験、原位置ベーンせん断試験、PS検層</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>礫質土</td> <td>116mm</td> <td>127mm (118)</td> <td>シンウォールサンプリング（水圧式）ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂、硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）</td> </tr> </tbody> </table> <p>()：内径を示す。</p>	土質区分	必要孔径		調査目的	コアチューブ	ケーシングパイプ	粘性土	66mm	—	標準貫入試験、岩盤のコアリング	86mm	97mm (90)	シンウォールサンプリング（エクステンションロッド式）、孔内水平載下試験、原位置ベーンせん断試験、PS検層	砂質土				礫質土	116mm	127mm (118)	シンウォールサンプリング（水圧式）ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂、硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）	<p>表3-1 ボーリングの必要孔径</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">土質区分</th> <th colspan="2">必要孔径</th> <th rowspan="2">調査目的</th> </tr> <tr> <th>コアチューブ</th> <th>ケーシングパイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td> <td>66mm</td> <td>—</td> <td>標準貫入試験、岩盤のコアリング</td> </tr> <tr> <td>86mm</td> <td>97mm (90)</td> <td>シンウォールサンプリング（エクステンションロッド式）、孔内水平載下試験、原位置ベーンせん断試験、PS検層、<u>現場透水試験</u></td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>礫質土</td> <td>116mm</td> <td>127mm (118)</td> <td>シンウォールサンプリング（水圧式）、ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂、硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）</td> </tr> </tbody> </table> <p>()：内径を示す。</p>	土質区分	必要孔径		調査目的	コアチューブ	ケーシングパイプ	粘性土	66mm	—	標準貫入試験、岩盤のコアリング	86mm	97mm (90)	シンウォールサンプリング（エクステンションロッド式）、孔内水平載下試験、原位置ベーンせん断試験、PS検層、 <u>現場透水試験</u>	砂質土				礫質土	116mm	127mm (118)	シンウォールサンプリング（水圧式）、ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂、硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）	字句追加
土質区分	必要孔径		調査目的																																										
	コアチューブ	ケーシングパイプ																																											
粘性土	66mm	—	標準貫入試験、岩盤のコアリング																																										
	86mm	97mm (90)	シンウォールサンプリング（エクステンションロッド式）、孔内水平載下試験、原位置ベーンせん断試験、PS検層																																										
砂質土																																													
礫質土	116mm	127mm (118)	シンウォールサンプリング（水圧式）ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂、硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）																																										
土質区分	必要孔径		調査目的																																										
	コアチューブ	ケーシングパイプ																																											
粘性土	66mm	—	標準貫入試験、岩盤のコアリング																																										
	86mm	97mm (90)	シンウォールサンプリング（エクステンションロッド式）、孔内水平載下試験、原位置ベーンせん断試験、PS検層、 <u>現場透水試験</u>																																										
砂質土																																													
礫質土	116mm	127mm (118)	シンウォールサンプリング（水圧式）、ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂、硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）																																										
p 3 5 p 3 6	<p>1- 1- 7 原位置試験</p> <p>6. 検層</p> <p>(1) PS 検層</p> <p>①請負者は、「JGS1122-2003 地盤の弾性波速度測定方法」を用い、特記仕様書に定める検層方法によりPS 検層を行わなければならない。</p> <p>②請負者は、図面及び特記仕様書の定める間隔で測定しなければならない。</p> <p>③請負者は、<u>特記仕様書の定めにより、その他の検層を行わなければならない。</u></p>	<p>1- 1- 7 原位置試験</p> <p>6. 検層</p> <p>(1) PS 検層</p> <p>①<u>受注者</u>は、「JGS1122-2003 地盤の弾性波速度<u>検層</u>方法」を用い、特記仕様書に定める検層方法によりPS 検層を行わなければならない。</p> <p>②<u>受注者</u>は、図面及び特記仕様書の定める間隔で測定しなければならない。</p>	<p>字句修正</p> <p>字句削除</p>																																										
p 3 7 p 3 8 p 3 9	<p>1- 1- 9 乱れの少ない試料採取</p> <p>1. 軟らかい粘性土の試料採取</p> <p>(2) <u>請負者</u>は、<u>乱さない</u>試料の採取を1.5mごとに行わなければならない。</p> <p>2. 硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取</p> <p>(2) <u>請負者</u>は、<u>乱さない</u>試料の採取を1.5mごとに行わなければならない。</p>	<p>1- 1- 9 乱れの少ない試料採取</p> <p>1. 軟らかい粘性土の試料採取</p> <p>(2) <u>受注者</u>は、<u>乱れの少ない</u>試料の採取を1.5mごとに行わなければならない。</p> <p>2. 硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取</p> <p>(2) <u>受注者</u>は、<u>乱れの少ない</u>試料の採取を1.5mごとに行わなければならない。</p>	字句修正																																										
p 3 9	<p>1- 1-12 成 果</p> <p>1. <u>請負者</u>は、特記仕様書に定めのある調査目的を満足するよう、試験結果を整理し、<u>調査場所の地盤の工学的特性について解析を行わなければならない。</u></p>	<p>1- 1-12 成 果</p> <p>1. <u>受注者</u>は、特記仕様書に定めのある調査目的を満足するよう、試験結果を整理しなければならない。</p>	字句削除																																										

<p>p 4 0</p>	<p>2. 成 果</p> <p>(2) <u>請負者</u>は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を監督職員に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件 名 ・調査場所 ・調査期間 ・調査位置図 ・土層断面図 ・土質柱状図 ・土質試験結果 ・<u>地盤の工学的特性</u> ・サンプリング記録 <p>原則として、地盤工学会制定「地盤調査の方法と解説」及び「<u>土質試験の方法と解説</u>」の様式とする。</p>	<p>2. 成 果</p> <p>(2) <u>受注者</u>は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を監督職員に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件名 ・調査場所 ・調査期間 ・調査位置図 ・土層断面図 ・土質柱状図 ・土質試験結果 ・サンプリング記録 <p>原則として、地盤工学会制定「地盤調査の方法と解説」及び「<u>地盤材料試験の方法と解説</u>」の様式とする。</p>	<p>字句削除</p> <p>字句修正</p>																								
<p>p 4 2</p>	<p style="text-align: center;">第4編 設計等業務</p> <p style="text-align: center;">第1章 設計業務</p> <p>第1節 基本設計</p> <p>1- 1- 1 適用の範囲</p> <p>1. 本節は、漁場施設の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4編 設計等業務</p> <p style="text-align: center;">第1章 設計業務</p> <p>第1節 基本設計</p> <p>1- 1- 1 適用の範囲</p> <p>1. 本節は、<u>漁港漁場の施設及び海岸保全施設</u>の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。</p>	<p>字句追加</p>																								
<p>p 4 2</p> <p>p 4 4</p>	<p>1- 1- 2 設計計画</p> <p>2. 使用する基準及び図書</p> <p>(1) 請負者は、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（平成14年3月7日官報掲載）のⅢ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に準拠し、且つ「漁港・漁場の施設の設計の手引（2003年版）（社）全国漁港漁場協会」を参考の上、設計業務を実施しなければならない。</p>	<p>1- 1- 2 設計計画及び資料収集・整理</p> <p>2. 使用する基準及び図書</p> <p>(1) 受注者は、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（平成14年3月7日官報掲載）のⅢ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」及び「漁港・漁場の施設の設計の手引（2003年版）（社）全国漁港漁場協会」、並びに「<u>海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成16年6月）</u>」を参考の上、設計業務を実施しなければならない。</p>	<p>字句追加</p> <p>字句修正</p> <p>字句追加</p>																								
	<p>1- 1- 8 成 果</p> <p>1. <u>請負者</u>は、基本設計の成果として、「表4-1 基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 基本設計成果物項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">成 果 物</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I. 報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 設計説明書</td> <td>設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要</td> </tr> <tr> <td>2) 基本設計計算書</td> <td>比較案選定理由、設計計算他</td> </tr> <tr> <td>3) 数量計算書</td> <td>各比較案の工種別、材料別、数量の算出</td> </tr> <tr> <td>4) 概算工事費算出書</td> <td>各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出</td> </tr> </tbody> </table>	成 果 物	内 容	I. 報告書		1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要	2) 基本設計計算書	比較案選定理由、設計計算他	3) 数量計算書	各比較案の工種別、材料別、数量の算出	4) 概算工事費算出書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出	<p>1- 1- 8 成 果</p> <p>1. <u>受注者</u>は、基本設計の成果として、「表4-1 基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 基本設計成果物項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">成 果 物</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I. 報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 設計説明書</td> <td>設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要</td> </tr> <tr> <td>2) 基本設計計算書</td> <td>比較案選定理由、設計計算他</td> </tr> <tr> <td>3) 数量計算書</td> <td>各比較案の工種別、材料別、数量の算出</td> </tr> <tr> <td>4) 概算工事費算出書</td> <td>各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出</td> </tr> </tbody> </table>	成 果 物	内 容	I. 報告書		1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要	2) 基本設計計算書	比較案選定理由、設計計算他	3) 数量計算書	各比較案の工種別、材料別、数量の算出	4) 概算工事費算出書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出	
成 果 物	内 容																										
I. 報告書																											
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要																										
2) 基本設計計算書	比較案選定理由、設計計算他																										
3) 数量計算書	各比較案の工種別、材料別、数量の算出																										
4) 概算工事費算出書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出																										
成 果 物	内 容																										
I. 報告書																											
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要																										
2) 基本設計計算書	比較案選定理由、設計計算他																										
3) 数量計算書	各比較案の工種別、材料別、数量の算出																										
4) 概算工事費算出書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出																										

	<p>5) 設計図 6) 施工計画書 7) リサイクル計画書</p> <p>II. 設計図面</p> <p>選定した構造形式に基づく標準断面図、計画画平面図、縦断面図他必要な図面の作成</p>	<p>5) <u>付帯構造物設計書</u> 6) 設計図 7) 施工計画書 8) リサイクル計画書</p> <p>II. 設計図面</p> <p><u>防舷材、係船柱等</u> 選定した構造形式に基づく標準断面図、計画画平面図、縦断面図他必要な図面の作成</p>	項目追加 番号修正																										
p 4 4	<p>1- 1-10 照 査</p> <p>2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(5) 最適構造様式の適切性</p>	<p>1- 1- 10 照 査</p> <p>2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(5) 最適構造形式の適切性</p>	字句修正																										
p 4 4 p 4 5	<p>第2節 細部設計</p> <p>1- 2- 2 設計計画</p> <p>設計計画は、第4編 1- 1- 2 設計計画を適用する。 ただし、5. リサイクル計画書の作成を除く。</p>	<p>第2節 細部設計</p> <p>1- 2- 2 設計計画</p> <p>設計計画は、第4編 1- 1- 2 設計計画及び資料収集・整理を適用する。 ただし、5. リサイクル計画書の作成を除く。</p>	字句追加																										
p 4 5	<p>1- 2- 3 外力の算定</p> <p>1. 請負者は、図面及び特記仕様書に定めのある場合、<u>外力</u>を算定しなければならない。 2. 請負者は、<u>外力</u>の算定で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。</p>	<p>1- 2- 3 <u>設計波</u>の算定</p> <p>1. <u>受注者</u>は、図面及び特記仕様書に定めのある場合、<u>設計波</u>を算定しなければならない。 2. <u>受注者</u>は、<u>設計波</u>の算定で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。</p>	字句修正																										
p 4 5		<p>1- 2- 7 <u>付帯施設</u></p> <p><u>受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象付帯施設の設計を行わなければならない。</u></p>	項目追加																										
p 4 5	1- 2- 7 成 果	1- 2- 8 成 果	番号修正																										
p 4 6	1- 2- 8 協議・報告	1- 2- 9 協議・報告																											
p 4 6	1- 2- 9 照 査	1- 2-10 照 査																											
p 4 6 p 4 7	<p>第3節 実施設計</p> <p>1- 3- 5 成 果</p> <p>1. 請負者は、実施設計の成果として、「表4-3 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表4-3 実施設計成果物項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>成 果 物</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I. 報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 設計説明書</td> <td>設計位置、目的、延長、構造形式</td> </tr> <tr> <td>2) 設計図面</td> <td>工事の実施に必要な図面の作成</td> </tr> <tr> <td>3) 数量計算</td> <td>設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出</td> </tr> <tr> <td>4) <u>リサイクル計画書</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>II. 設計図面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成 果 物	内 容	I. 報告書		1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式	2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成	3) 数量計算	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出	4) <u>リサイクル計画書</u>		II. 設計図面		<p>第3節 実施設計</p> <p>1- 3- 5 成 果</p> <p>1. <u>受注者</u>は、実施設計の成果として、「表4-3 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表4-3 実施設計成果物項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>成 果 物</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I. 報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 設計説明書</td> <td>設計位置、目的、延長、構造形式</td> </tr> <tr> <td>2) 設計図面</td> <td>工事の実施に必要な図面の作成</td> </tr> <tr> <td>3) 数量計算<u>書</u></td> <td>設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出</td> </tr> <tr> <td>II. 設計図面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成 果 物	内 容	I. 報告書		1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式	2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成	3) 数量計算 <u>書</u>	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出	II. 設計図面		項目追加 項目削除
成 果 物	内 容																												
I. 報告書																													
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式																												
2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成																												
3) 数量計算	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出																												
4) <u>リサイクル計画書</u>																													
II. 設計図面																													
成 果 物	内 容																												
I. 報告書																													
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式																												
2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成																												
3) 数量計算 <u>書</u>	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出																												
II. 設計図面																													

<項>	<改訂前(旧)>	<改訂後(新)>	<摘要>																																																									
p管1	<p style="text-align: center;">調査業務写真管理基準</p> <p>1章 総 則</p> <p>1) 適用の範囲</p> <p>本章は、漁場に係る測量・土質等調査の写真（電子媒体によるものを含む）に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">調査業務写真管理基準</p> <p>1章 総 則</p> <p>1) 適用の範囲</p> <p>本章は、<u>漁港漁場及び漁港海岸</u>に係る測量・土質等調査の写真（電子媒体によるものを含む）に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p>	字句追加																																																									
p管2		<p><u>3章 探査工</u></p> <table border="1" data-bbox="1448 646 2635 1669"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">撮影区分</th> <th rowspan="2">撮 影 項 目</th> <th colspan="2">撮 影 基 準</th> <th rowspan="2">注 意 事 項 及 び 説 明</th> </tr> <tr> <th>撮 影 箇 所</th> <th>撮 影 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">磁気探査</td> <td rowspan="3">施工管理</td> <td rowspan="3">使用機器</td> <td>磁気探査機</td> <td>設置時</td> <td rowspan="3">探査センサー及び記録計を撮影</td> </tr> <tr> <td>船位測定装置</td> <td>設置時</td> </tr> <tr> <td>音響測深器</td> <td>設置時</td> </tr> <tr> <td>使用船舶</td> <td>曳船及び探査船</td> <td>着手前</td> <td>船名及び標識（形象物）が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td></td> <td>探査</td> <td>探査状況</td> <td>探査時</td> <td>曳舟及び探査船の探査状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">潜水探査</td> <td rowspan="7">施工管理</td> <td rowspan="2">使用船舶・機器等</td> <td>潜水探査機器</td> <td>探査前</td> <td rowspan="7">探査機、簡易磁気探査計又は突棒探査状況。監視船（監視船が必要な場合）</td> </tr> <tr> <td>潜水土船、監視船</td> <td>探査前</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">探査</td> <td>海上位置出し状況</td> <td>探査前</td> </tr> <tr> <td>潜水探査状況</td> <td>探査時</td> </tr> <tr> <td>異常物揚収状況</td> <td>揚収前</td> </tr> <tr> <td>確認</td> <td>揚収物確認検査状況</td> <td>揚収後確認時</td> <td>揚収物を確認し撮影経常寸法が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">揚収作業 (残存爆発物発見時)</td> <td>発見位置の標識設置</td> <td>設置時</td> <td>爆発物の位置に設置した標識を撮影</td> </tr> <tr> <td>揚収状況</td> <td>揚収時</td> <td>揚収状況（自衛隊の揚収状況）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>引渡状況</td> <td>引渡時</td> <td>引渡状況（形状寸法撮影を兼ねる）</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影区分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明	撮 影 箇 所	撮 影 時 期	磁気探査	施工管理	使用機器	磁気探査機	設置時	探査センサー及び記録計を撮影	船位測定装置	設置時	音響測深器	設置時	使用船舶	曳船及び探査船	着手前	船名及び標識（形象物）が判明できるように撮影		探査	探査状況	探査時	曳舟及び探査船の探査状況	潜水探査	施工管理	使用船舶・機器等	潜水探査機器	探査前	探査機、簡易磁気探査計又は突棒探査状況。監視船（監視船が必要な場合）	潜水土船、監視船	探査前	探査	海上位置出し状況	探査前	潜水探査状況	探査時	異常物揚収状況	揚収前	確認	揚収物確認検査状況	揚収後確認時	揚収物を確認し撮影経常寸法が判明できるように撮影	揚収作業 (残存爆発物発見時)	発見位置の標識設置	設置時	爆発物の位置に設置した標識を撮影	揚収状況	揚収時	揚収状況（自衛隊の揚収状況）		引渡状況	引渡時	引渡状況（形状寸法撮影を兼ねる）	章の追加
工 種	撮影区分	撮 影 項 目				撮 影 基 準			注 意 事 項 及 び 説 明																																																			
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期																																																								
磁気探査	施工管理	使用機器	磁気探査機	設置時	探査センサー及び記録計を撮影																																																							
			船位測定装置	設置時																																																								
			音響測深器	設置時																																																								
	使用船舶	曳船及び探査船	着手前	船名及び標識（形象物）が判明できるように撮影																																																								
	探査	探査状況	探査時	曳舟及び探査船の探査状況																																																								
潜水探査	施工管理	使用船舶・機器等	潜水探査機器	探査前	探査機、簡易磁気探査計又は突棒探査状況。監視船（監視船が必要な場合）																																																							
			潜水土船、監視船	探査前																																																								
		探査	海上位置出し状況	探査前																																																								
			潜水探査状況	探査時																																																								
			異常物揚収状況	揚収前																																																								
		確認	揚収物確認検査状況	揚収後確認時		揚収物を確認し撮影経常寸法が判明できるように撮影																																																						
		揚収作業 (残存爆発物発見時)	発見位置の標識設置	設置時		爆発物の位置に設置した標識を撮影																																																						
揚収状況	揚収時		揚収状況（自衛隊の揚収状況）																																																									
	引渡状況	引渡時	引渡状況（形状寸法撮影を兼ねる）																																																									

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
土質調査	施工管理	使用船舶・機械等	固定足場	組立時及び組立完了時	位置、形式等が判明できるように撮影
			ボーリング機減	組立時及び組立完了時	
			据付状況	第1回掘付時	
			試験機械器具	試験時	
			夜間標識等	適宜	
	施工状況	調査位置測量状況	調査位置測量状況	測量時	調査孔番号と測定結果を記入した小黒板を同時撮影
			現地盤高又は固定足場高	測量時	
			測量状況	測量時	
			固定足場	移動中	
			ボーリング機械	掘進中	
			削孔用具	掘進中	
			サンプリング (乱さない試料採取)	押込中	
			原位置試験	試験中	
	室内土質試験	試験中			
	現場条件変更状況	標本	想定地盤と異なる標本を採取したとき	位置、深さを記入した小黒板を同時撮影	位置、深さを記入した小黒板を同時撮影
品質管理	材料の確認	サンプリングチューブ	搬入時	長さの分かるメジャー等を同時撮影	
	乱さない資料採取後の状況	シール状況	採取後		
出来形確認	出来形の確認	コアチューブ、ロッド等	掘進完了時	掘進長が確認できる方法(位置、深さを記入した小黒板及びメジャー等を同時撮影)	
(以下、略)					
(以下、略)					

4章 土質調査

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	
土質調査	施工管理	使用船舶・機械等	固定足場	組立時及び組立完了時	位置、形式等が判明できるように撮影
			ボーリング機械	組立時及び組立完了時	
			据付状況	第1回掘付時	
			試験機械器具	試験時	
			夜間標識等	適宜	
	施工状況	調査位置測量状況	調査位置測量状況	測量時	調査孔番号と測定結果を記入した小黒板を同時撮影
			現地盤高又は固定足場高	測量時	
			測量状況	測量時	
			固定足場	移動中	
			ボーリング機械	掘進中	
			削孔用具	掘進中	
			サンプリング (乱れの少ない試料採取)	押込中	
			原位置試験	試験中	
	室内土質試験	試験中			
	現場条件変更状況	標本	想定地盤と異なる標本を採取した時	位置、深さを記入した小黒板を同時撮影	位置、深さを記入した小黒板を同時撮影
品質管理	材料の確認	サンプリングチューブ	搬入時	長さの分かるメジャー等を同時撮影	
	乱れの少ない資料採取後の状況	シール状況	採取後		
出来形確認	出来形の確認	コアチューブ、ロッド等	掘進完了時	掘進長が確認できる方法(位置、深さを記入した小黒板及びメジャー等を同時撮影)	
(以下、略)					

番号修正

字句修正

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期		
p管3	4章 環境調査					
	流況調査	施工管理	使用船舶・機械等	観測及び海上測位機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
				調査船、標識類	観測時	標識類が判明できるように撮影
			観測状況	測定位置測量	観測時	
				水深測量	観測時	
	観測機器設置	観測時	測定状況が判明できるように撮影			
	観測	観測時				
	水質調査	施工管理	使用船舶・機械等	試料採取器、計測機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
				海上測位機器	着工前	
				調査船、標識類	採水時	標識類が判明できるように撮影
				資料保管容器等	搬入時	
			採水状況	採水位置測量	採水時	
水深測量				採水時		
試料採取、測定				採水時		
試料採取の処理				採水時	採水試料の処理、保管状況が判明できるように撮影	
試験		試験の項目、方法、状況	試験時	試験期間が判明できるように撮影		
底質調査	施工管理	使用船舶・機械等 採泥状況 試験			水質調査を適用する。	
5章 環境調査						
	流況調査	施工管理	使用船舶・機械等	観測及び海上測位機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
				調査船、標識類	観測時	標識類が判明できるように撮影
			観測状況	測定位置測量	観測時	
				水深測量	観測時	
	観測機器設置	観測時	測定状況が判明できるように撮影			
	観測	観測時				
	水質調査	施工管理	使用船舶・機械等	試料採取器、計測機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
				海上測位機器	着工前	
				調査船、標識類	採水時	標識類が判明できるように撮影
				資料保管容器等	搬入時	
			採水状況	採水位置測量	採水時	
				水深測量	採水時	
試料採取、測定				採水時		
試料採取の処理				採水時	採水試料の処理、保管状況が判明できるように撮影	
試験		試験の項目、方法、状況	試験時	試験期間が判明できるように撮影		
底質調査	施工管理	使用船舶・機械等 採泥状況 試験			水質調査を適用する。	
騒音調査		測定点の選定	調査対象区域の全景	測定前		
		測定点、近傍状況		測定前		
		測定機器	測定機器	測定中		使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
		近景	周辺の景観を含め、測定条件を理解できる状況	測定中		測定中の枚数は、測定点ごと

番号修正

項目追加

